

東北カワウ広域保護管理指針

2019年3月
東北カワウ広域協議会

1 広域保護管理指針策定の目的及び背景

カワウの個体数増加、分布拡大に伴い、内水面漁業への食害が各地で問題化している。

東北地方では2000年代に入ると、後述するようにカワウの個体数が次第に増加傾向になり、2010年代には漁業被害の報告が散見されるようになった。しかし、県によっては最近になって調査体制が確立されてきており、実態が把握され始めた段階であることから、全体的に個体数の年次変動が大きくなる傾向にある。

カワウを適切に管理するためには、河川等を中心とする生態系に係る全体的な状況、すなわち、水辺の環境の変化、水と人の関わりの変化、魚の生息数の動向、カワウの動向、内水面漁業や釣りの動向、そのほか様々な人間活動が河川に与える影響等についての状況を十分把握し、問題解決にむけた多面的な対策が必要である。

また、カワウが、どれほどの時間をかけて、どれほどの距離を移動するかといった生態的特性については未解明な部分が多いものの、すでに都府県の境界を越えて移動していることは確認されており、被害防除、個体群管理、生息環境管理等の対策の実施及びモニタリング調査に関して、自治体を越えた広域的な対応が必要である。

しかし、広域的かつ多面的な対策を検討するにあたって、関連する法令等（鳥獣保護法、河川法等）も多岐にわたり、これらの調整が必要となることから、環境省（2004）の「特定鳥獣保護管理技術マニュアル（カワウ編）」による広域的な保護管理の推進にむけた提案にしたがって、関連する国の機関や県の部局、漁業等関係団体（漁連、漁協、釣団体等）、自然保護団体、関連分野の専門家等が一堂に会して議論し、一定の方向性を持って対策をすすめる必要があり、そうした連携を図る場としての広域協議会の設置が求められている。

本指針は、東北におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とし、広域的なカワウの保護管理にかかる基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。

2 東北地方におけるカワウの生息及び被害の状況

(1) 分布

2016年夏のアンケート調査では、東北6県全ての県に生息していることが確認され、コロニーおよびねぐらは65ヶ所存在することが確認された（図1、図2）。なお、分布の変遷については表1に整理した。

表1 東北地方におけるカワウの生息状況の変遷

年代	カワウの生息状況
1920年代	青森県南津軽郡猿賀神社内に集団営巣の記録（以下福田ら 2002）
	↑1965年に猿賀神社内のコロニーが消失
	青森県北津軽郡岩木川の岸壁での繁殖記録
	秋田県神宮寺八幡、アグリコ稻荷の森で檜木内川での鶺鴒いに使うカワウの捕獲記録
	福島県高田町の伊佐須美神社での繁殖確認
	↑1940年に繁殖地が天然記念物に内定したが、地元の反対でとりやめ
1977～1979年	青森県下北郡大畑町赤岩で繁殖確認（日本野鳥の会 1980）
1979年	青森県上北郡の市柳沼で繁殖確認（日本野鳥の会 1980）
	↑1983年に市柳沼コロニーが樹木伐採により消失（古川博 私信）
1980年	青森県むつ市の山辺沢沼で繁殖確認（日本野鳥の会 1980）

出典：福田道雄・成末雅恵・加藤七枝（2002）日本におけるカワウの生息状況の変遷. 日鳥学誌 51: 4-11.
 日本野鳥の会（1980）日本におけるカワウの現状. 昭和 54 年度環境庁委託調査特定鳥類等調査: 47-86.
 環境庁, 東京.

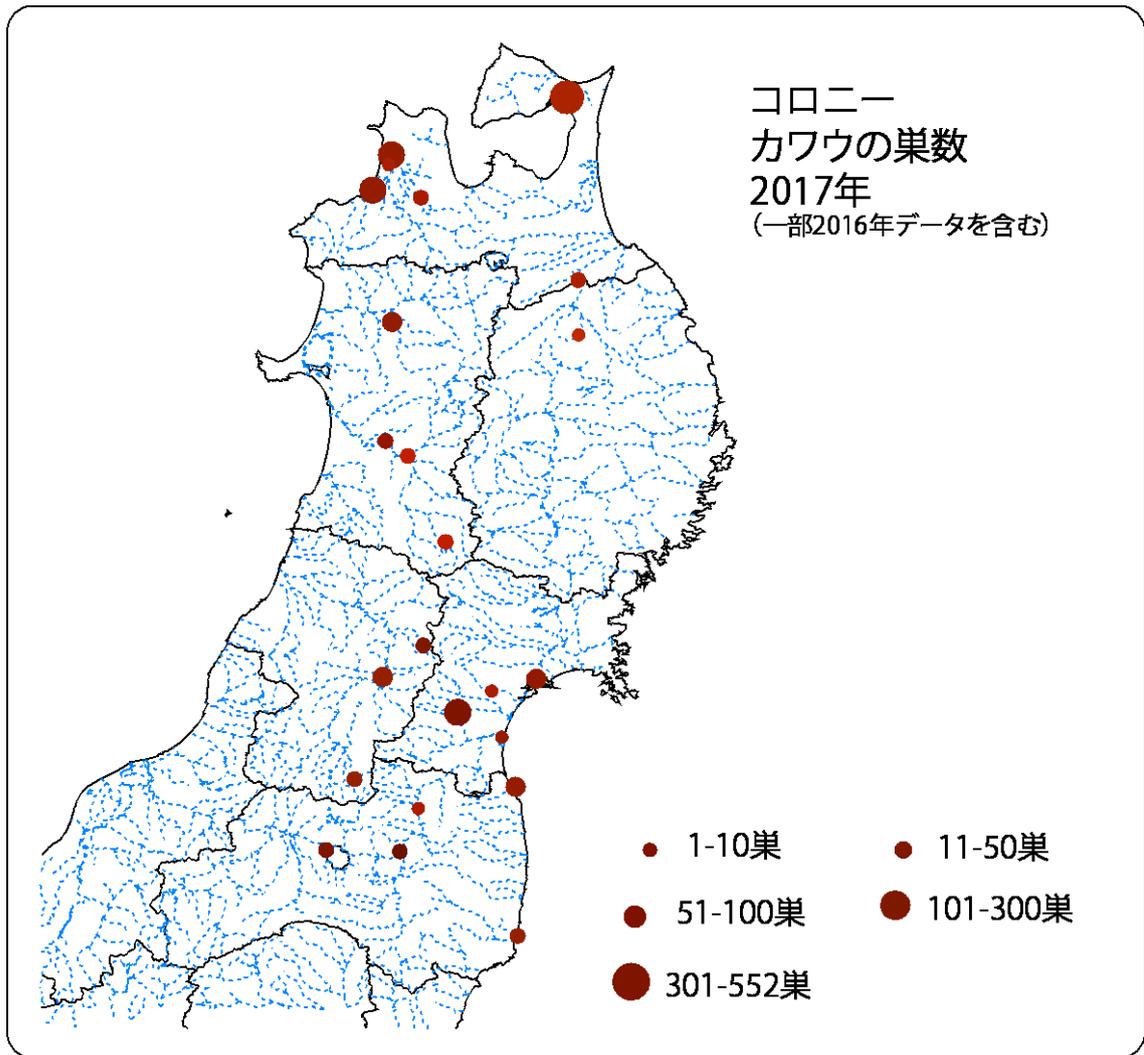


図1 東北地方におけるカワウのコロニー (2018年11月現在)

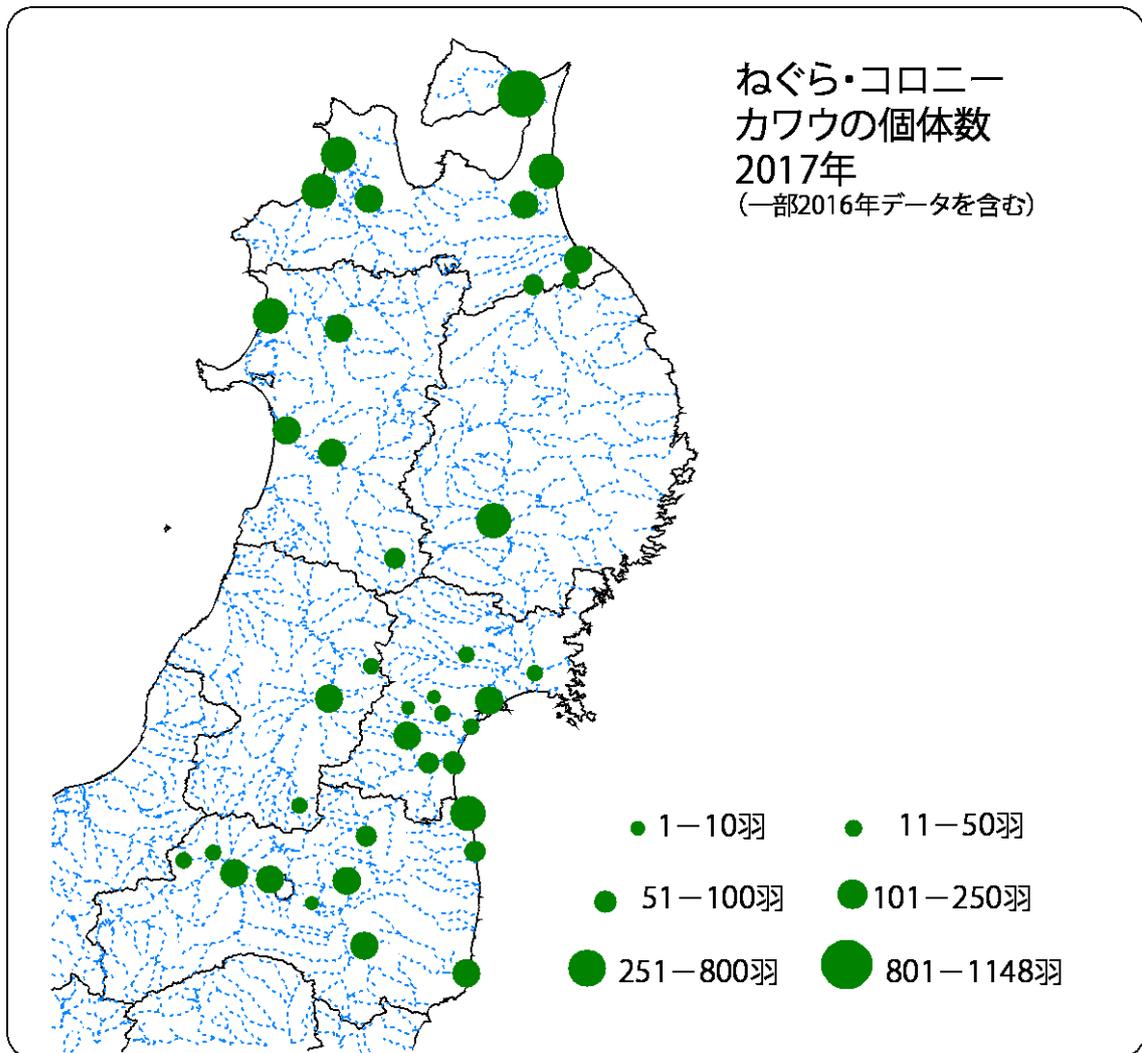


図2 東北地方におけるカワウのねぐら (2018年11月現在)

(2) 生息数

過去の個体数の調査記録がほとんどの県にないことから、これまでの変化はよく分かっていない。

環境省では全国で毎年1月の前半にガンカモ類を対象とした生息状況調査が行われている（ガンカモ一斉調査）（図3）。この調査ではガン類やカモ類に加え、カワウの生息数も調査されている。しかし、この調査では日中に実施されているため、数え漏らしやダブルカウントの可能性も高く、カワウの生息数を正しく把握しているとは言い難い。ただし、毎年同じ時期、同じ場所、同じ方法で調査が行われているため、越冬期におけるおおよその増減傾向は把握できる。

同調査では2006年度以降増加傾向が認められることから、遅くともその時期には個体数が増加し始めたと考えられる。

なお、一部の県ではカワウの生息状況調査が広域に実施され、生息数やその季節変動について把握されつつある。

カワウのねぐら・コロニーの規模や分布は大きく変動することが予想されることから、今後は、東北地方全域において、生息状況調査を継続的に実施する必要がある。

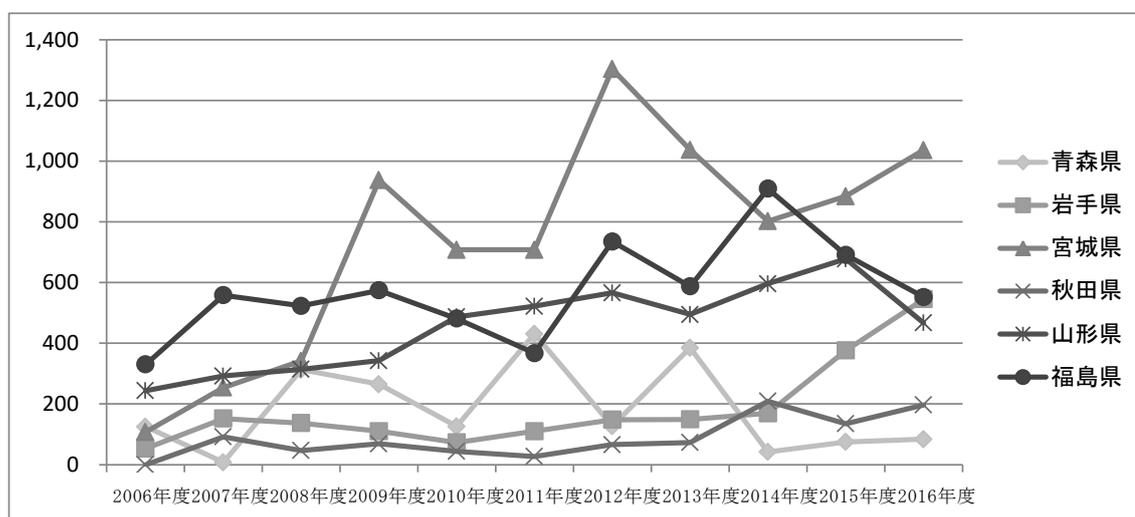


図3 県ごとのカワウカウント数の変化（ガンカモ類の生息調査）

（出典：平成29年度カワウ広域保護管理に係る情報収集及び課題整理等推進業務報告書より一部改変）

(3) 被害状況

各県における漁業被害の内容と場所及び時期について情報収集を行ったところ、すべての県で内水面におけるアユが取り上げられており、被害時期は、放流や天然遡上のある春と産卵期の秋に集中していた。

アユ釣りが解禁されると、多くの釣り人が河川にやってくるため、カワウは河川に近づき難くなる。しかし、放流直後や産卵期には、アユが群れる性質があることや河川に人が近づかないことから、被害が集中する傾向が強い。

東北地方ではサケ稚魚が胃内容物に多数含まれている。これは、東北地区の特徴の一つで、サケに対する被害が大きい可能性がある。また、かなり多くの養鯉場・養魚場でニジマス、コイ等の養殖魚がカワウに捕食されている。

また、植生被害や生活被害については、今後、カワウの個体数の動向によっ

て被害が拡大することが懸念される。

(4) 被害防除の実施状況

2017年度に各県の鳥獣担当部局および水産部局の担当者および漁業関係者を対象に、被害対策の内容と情報共有の取組み課題について情報収集を行ったところ、被害があると答えた全ての地域でカワウ対策は行われていた。

主として内水面漁業者により、案山子、テグス張り、爆音機、ロケット花火を使った追い払い、ドライアイスによる繁殖抑制等の対策が実施されていた。

また、銃器を利用した許可捕獲は秋田県以外の県で行われていた（表2）。

表2 東北におけるカワウの許可捕獲数

県名	許可捕獲数（羽）										
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
青森県	0	0	201	9	45	19	47	99	152	104	62
岩手県	0	1	24	203	366	306	196	329	181	255	251
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	1	22	64	69
秋田県	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	0
山形県	49	108	112	65	27	139	157	94	38	258	177
福島県	202	407	578	436	295	268	234	391	376	619	579

（出典：平成29年度カワウ広域保護管理に係る情報収集及び課題整理等推進業務報告書より一部改変）

3 広域保護管理指針の期間

2019年度から2023年度までの5年間とする。

ただし、期間終了後に広域保護管理の実施結果の評価を行ったうえで更新することを想定する。

4 対象区域

東北6県を対象区域とする。

5 広域保護管理の目標

(1) 短期的な目標

広域保護管理の推進に必要な体制の整備や一斉モニタリングの実施を短期的な目標とする。

また、カワウ被害対策強化の考え方（平成26年4月23日 環境省、農林水産省）で平成35年度（2023年度）までに被害を及ぼすカワウ個体数の半減が全国的な目標として示されていることをふまえて、広域連携による被害防除、個体群管理の推進のための知見の収集や情報共有を進める。

(2) 最終的な目標

地域社会や経済活動とカワウの生息が両立することを最終目標とする。

6 広域保護管理の取組方針

(1) 体制及び各種計画の整備

カワウの広域保護管理にあたって、以下のような階層的な体制を整備し、それぞれに指針や計画の策定を推進することを目指す。

① 東北カワウ広域協議会及び東北カワウ広域保護管理指針

東北カワウ広域協議会は、東北地方におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とし、関係行政機関（野生鳥獣、水産、河川に
関係する機関、部局等）、関係団体（漁業関係団体、野鳥保護に
関係する団体等）、有識者が参加し、事務局は東北地方環境事務所に置く。

広域協議会は、東北カワウ広域保護管理指針(以下、「広域指針」とする。)を策定し、広域保護管理の基本的考え方や取組の方向性を示し、各県が策定する保護管理計画等と連携する。

② 県協議会及び県カワウ保護管理計画

県は、広域指針を踏まえた被害防止や個体群管理を実施するにあたり、計画の策定や必要な調整を行う主体として、関係行政機関、関係団体、有識者等で構成する県協議会等を設置する。

広域指針に基づく被害対策や調査等の具体的な実施にあたっては、県ごとに「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）」に留意して、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律における特定鳥獣保護管理計画制度に基づく「カワウ保護管理計画（以下、「県計画」という）」を策定する等して実施する。

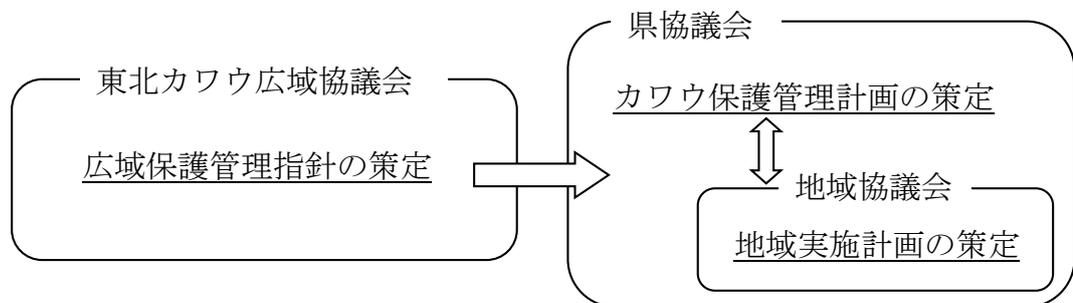
また、県計画は、各県全体の被害対策や一斉調査などについて記述するものであり、次に示す地域実施計画を内包した構成とする。

③ 地域協議会及び地域実施計画

県協議会のもとに対策地域ごとの協議会を設置し、具体的な対策の実施に関する情報共有や合意形成を図る。

問題解決に向けたむけた対策の内容は、個々の被害現場の特徴をふまえたものでなければならないことから、現場ごとに地域実施計画を策定して、県のカワウ保護管理計画に反映させる。

また、地域実施計画は、対策を実施する地域を明確にした上で、その範囲において実施する対策などを記述する。



(2) モニタリングと情報共有

東北地方については、広域的に季節移動するカワウ個体群の全体像に関する基本的な情報が不足していることから、広域保護管理を実施していくためには、生息状況や被害状況を適切に把握し、関係者で情報を共有することが重要である。

① 生息状況モニタリング

各県は、関係機関、団体と協力して県内のコロニーの位置や個体数等の把握に努める。

また、東北地方全体の生息状況を把握するためには各県のモニタリングの時期や手法を統一して行う必要がある。広域協議会は、モニタリング手法の検討や実施に向けた各県との調整を行う。

参考 各広域協議会におけるモニタリング概要

広域協議会	調査時期	調査場所	調査方法
関東	3月・7月・12月	コロニー ねぐら	個体数一斉カウント
中部近畿	3月・7月・12月		個体数一斉カウント
中国四国	繁殖最盛期：3～5月 夏期・繁殖終了期：7～8月 冬期：12月		個体数調査・営巣数調査

② 被害状況のモニタリング

各県は、関係機関、団体と協力して県内の被害状況の把握に努める。

被害は地域個別の特徴があることから、きめ細かい対策が必要である。

したがって、被害の発生している地域ごとに、被害に関する詳細な情報、実施している被害防除対策等の項目について情報を収集しておく。また、効果測定観点から被害地でのカワウの飛来数に関する情報も収集する。

また、被害地でのより効果的な被害防除対策は、カワウの採食制限につながり、栄養供給の阻害、カワウの繁殖抑制につながると考えられる。そのため、各被害地では、積極的に被害防除対策を実施しつつ、確実な効果測定をおこなう。

③ 情報の集約及び解析

広域協議会は各県から提供された情報を集約するとともに、東北地方における個体群の動向や被害の状況、被害防除対策の効果等について解析し、構成機関・団体に情報提供する。

また、得られた結果をもとに広域保護管理の実施結果を評価し、広域指針の見直しを行う。

④ 最新の知見の収集

広域協議会はカワウの生態や被害防除に関する最新の知見を収集するとともに、勉強会を開催するなどして構成機関・団体への情報提供を行う。

(3) 広域連携による被害防除及び個体群管理

広域協議会は、複数県が連携して行う被害防除や個体群管理を行う場合に、必要な情報提供や技術的な助言を行うとともに、効果検証に協力する。